	検針原価	
	内管保安原価	
計		
託送供給特定原価		
合　計（減少事業報酬額）		

第４表補足

減少事業報酬額の減少機能別原価への配分率表

（単位：％）

機能別原価項目		比　　率
ホルダー原価		
供給需要原価	高圧導管原価	
	中圧導管原価	
	中圧Ａ導管原価	
	中圧Ｂ導管原価	
	低圧導管原価	
計		
需要家原価	供給管原価	
	メーター原価	
	検針原価	
	内管保安原価	
計		
託送供給特定原価		
合　計（減少事業報酬額）		

第５表

減少事業報酬額反映後の減少機能別原価整理表

（単位：千円）

機能別原価項目		金　　額
ホルダー原価		
供給需要原価	高圧導管原価	
	中圧導管原価	
	中圧Ａ導管原価	
	中圧Ｂ導管原価	
	低圧導管原価	
計		
需要家原価	供給管原価	
	メーター原価	
	検針原価	
	内管保安原価	
計		
託送供給特定原価		
合　計（原価）		

様式第６（第14条関係）

第１表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等(a)（千円）	想定需要量(b)（千㎥）	平均単価（ａ／ｂ）（円／㎥）	想定料金収入（千円）

第２表

選択的託送供給約款料金種別一覧表

選択的託送供給約款料金の名称	料金の内容	（設定・変更の別）	実施期日	備　考

様式第７（第16条関係）

一般ガス事業者が定める算定方法一覧表

算定省令の該当条文	算定方法	算定方法を定める理由

○経済産業省令第七十九号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第十八条第一項本文及び第三項の規定に基づき、並びに同条第四項の規定を実施するため、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十七日

経済産業大臣　林　　幹雄